

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 その他参考となるべき事項

当該農地については、県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがあります。

農業政策課

正 誤

令和7年12月1日付け長野県飯田建設事務所告示第26号「道路の区域変更及び関係図面の縦覧」中

ページ 行(箇所)

誤

7 表中

上伊那郡中川村葛島2679番の1地先から 上伊那郡中川村葛島6682番の6地先まで	旧	10.3 ～ 56.5 ^m	0.4150 ^{km}
--	---	--------------------------	----------------------

正

上伊那郡中川村葛島2679番の1地先から 上伊那郡中川村大草6682番の6地先まで	旧	10.3 ～ 56.5 ^m	0.4150 ^{km}
--	---	--------------------------	----------------------

道路管理課